

第４回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

令和７年９月３日提出

I 件数 ３３件

【内訳】議案 ３０件 （条例関係３件、決算関係１２件、補正予算関係６件、その他９件）

報告 ３件 （一般会計継続費精算の報告、健全化判断比率等の報告、専決処分関係）

II 議案の要旨

《条例関係》

議案第９０号	南相馬市議会議員及び南相馬市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び南相馬市議会議員及び南相馬市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について（選挙管理委員会事務局）
--------	--

【趣旨】

公職選挙法施行令の一部改正により選挙運動費用に関する公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、国に準じて限度額を定めるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

（１）経過

公職選挙法施行令に規定する公営単価については、人件費、物価変動等を考慮し、３年に一度の参議院議員通常選挙の年に、その基準額の改正を行うこととしている。

今回の公職選挙法施行令の改正（令和７年６月４日施行）は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、選挙運動用ポスター等の作成の公営に要する経費に係る限度額の引上げがされた。

（２）改正条例

- ・南相馬市議会議員及び南相馬市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（第２条関係）
- ・南相馬市議会議員及び南相馬市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（第３条関係）

(3) 改正内容

① 選挙運動用ポスターの作成に関する公営の限度額（第2条関係）

区分	改正後	改正前
印刷費（1枚当たり）	586円88銭	405円99銭
企画費	316,250円	237,188円

② 選挙運動用ビラの作成に関する公営の限度額（第3条関係）

区分	改正後	改正前
印刷費（1枚当たり）	8円38銭	7円73銭

2 施行日 公布の日

- 3 適用区分 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以降その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 9 1 号	南相馬市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例 制定について（総務課）
------------------	--

【趣旨】

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

（１）経過

①地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）の改正（令和 7 年 1 0 月 1 日施行）

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員について、部分休業制度において 1 年につき条例で定める時間を超えない範囲内で 1 日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できるようにするとともに、非常勤職員に係る部分休業の対象となる子の年齢を小学校就学の始期に達するまでに引き上げる改正。

②育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）の改正（令和 7 年 1 0 月 1 日施行）

育児・介護に関する労働者の個別の事情に対応して、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、個別の労働者への仕事と育児の両立に係る意向の聴取などを義務付ける改正。

（２）改正条例

①南相馬市職員の育児休業等に関する条例

（第 2 1 条、第 2 2 条、第 2 2 条の 2、第 2 2 条の 3、第 2 2 条の 4、第 2 2 条の 5、第 2 3 条）

②南相馬市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

（第 1 5 条、第 1 9 条、第 1 9 条の 2）

③南相馬市水道事業等職員の給与の種類及び基準に関する条例

（第 1 8 条）

（３）改正内容

①南相馬市職員の育児休業等に関する条例の一部改正関係

部分休業の取得時間について、1 日につき始業又は就業時刻に 2 時間を超えない範囲制限されていた取扱いを勤務時間内であれば 1 日につき 2 時間を超えない範囲で取得することができ、又は 1 年につき 1 0 日に相当する時間を超えない範囲で取得することができるよう改正を行うもの。

区分	改正後	改正前
取得範囲 ・第22条 ・第22条の2	①勤務時間内に1日2時間を超えない範囲で取得 ②1年につき10日に相当する時間を超えない範囲で取得 ※①、②のいずれかを選択	始業時刻又は終業時刻に1日2時間を超えない範囲で取得
取得期間 ・第22条の3	毎年4月1日から 翌年3月31日まで	(新設)
取得可能時間 ・第22条の4	1年度において10日の範囲 ・常勤職員 77時間30分 ・非常勤職員 1日当たりの勤務時間に10を乗じた時間	(新設)

※その他条項の追加及び文言の整理（第21条、第22条の5、第23条）

②南相馬市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正関係

職員が本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た場合及び3歳に満たない子を養育する職員に対し、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等を行うための規定の追加その他所要の改正を行うもの。

区分	改正後	改正前
申出をした職員に対する意向確認等 ・第19条	・職員が本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た場合における仕事と育児の両立支援制度等の周知・意向確認・配慮など ・3歳に満たない子を養育する職員に対する柔軟な働き方を実現する措置の周知・意向確認及び仕事と育児の両立支援制度等の周知・意向確認・配慮など	(新設)
条番号の変更	第19条の2 【略】	第19条 【略】

※上記の第19条を追加したことにより、改正前の第19条については、
第19条の2に変更

※その他文言の整理（第15条）

③南相馬市水道事業等職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正関係

第1号部分休業のみの規定とされている条項について、第2号部分休業にも対応するよう改正を行うもの。

区分	改正後	改正前
部分休業を取得した場合の給与の減額規定の文言の整理 ・第18条	部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の <u>全部又は一部</u> を勤務しないことをいう。）	部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の <u>一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）</u> を勤務しないことをいう。）

4 施行日 令和7年10月1日

議案第 9 2 号

南相馬市未利用公共施設等利活用促進条例制定について
(公有財産管理課)

【趣旨】

未利用公共施設等の有効活用に必要な奨励措置等の事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 制定の概要

定める項目	条項	主 な 内 容
定義	第 2 条	未利用公共施設等、利用事業の定義を規定 ・ 未利用公共施設等：用途廃止した公共施設及びその土地 ・ 利用事業：未利用公共施設等を利用して行う事業
奨励措置適用事業者の指定	第 3 条	施設ごとに利用事業を行う事業者の公募を行い、審査により奨励措置の適用事業者を指定できる。
奨励措置等	第 6 条	適用事業者への奨励措置等 ・ 減額譲渡、減額貸付及び無償貸付 ・ 無償譲渡（建物全部について、10 年を超えて減額貸付及び無償貸付を受けている場合） ・ その他の支援措置
減額譲渡	第 7 条 第 1 項	対象：建物 建物譲渡価格：財産評価額×1／10（下限）
減額貸付	第 7 条 第 2 項	対象：土地及び建物 ①減額貸付開始日から84カ月 貸付価格：財産評価額×1.4／100（下限） ②減額貸付開始日から85カ月以降 貸付価格：財産評価額×2.8／100（下限）
無償譲渡の特例	第 8 条	建物の全部について、10 年を超えて減額貸付及び無償貸付を受けている場合に適用できる。 対象：建物（無償譲渡） 対象：土地（財産評価額×1／10（下限））
無償貸付	第 9 条	対象：土地及び建物 期間：貸付開始日から最大36カ月
譲渡等の禁止	第 10 条	減額譲渡又は無償譲渡から10 年間は第三者への譲渡及び貸付等を禁止するなど
原状回復義務等	第 13 条	借受期間中の事業廃止及び施設の滅失、毀損の場合は、市に損害額の賠償又は施設の原状回復など

2 施行日 公布の日

《決算関係》

- 議案第 93 号 令和 6 年度南相馬市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 94 号 令和 6 年度南相馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 95 号 令和 6 年度南相馬市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 96 号 令和 6 年度南相馬市育英資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 97 号 令和 6 年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 98 号 令和 6 年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 99 号 令和 6 年度南相馬市太田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 100 号 令和 6 年度南相馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 101 号 令和 6 年度南相馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 議案第 102 号 令和 6 年度南相馬市病院事業会計決算認定について
- 議案第 103 号 令和 6 年度南相馬市工業用水道事業会計決算認定について
- 議案第 104 号 令和 6 年度南相馬市下水道事業会計決算認定について

《補正予算関係》

議案第 105 号 令和 7 年度南相馬市一般会計補正予算について

議案第 106 号 令和 7 年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第 107 号 令和 7 年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について

議案第 108 号 令和 7 年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第 109 号 令和 7 年度南相馬市水道事業会計補正予算について

議案第 110 号 令和 7 年度南相馬市下水道事業会計補正予算について

《その他》

議案第 111 号 工事請負契約の締結について（財政課）

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主要内容】

契 約 の 目 的	下太田地区園芸施設整備事業園芸ハウス建設工事
施 工 場 所	南相馬市原町区下太田字榎町地内
契 約 の 金 額	381,810,000 円（消費税を含む。）
工 期	本契約日から起算して 3 日を経過した日（土日祝日を除く）から令和 8 年 3 月 13 日まで
契 約 の 方 法	制限付き一般競争入札
契 約 の 相 手 方	郡山市日和田町高倉字杉下 16-1 株式会社南東北クボタ 福島支店

【予定価格】

予 定 価 格	389,620,000 円（消費税を含む。）
落 札 率	98.00%

【入札結果】

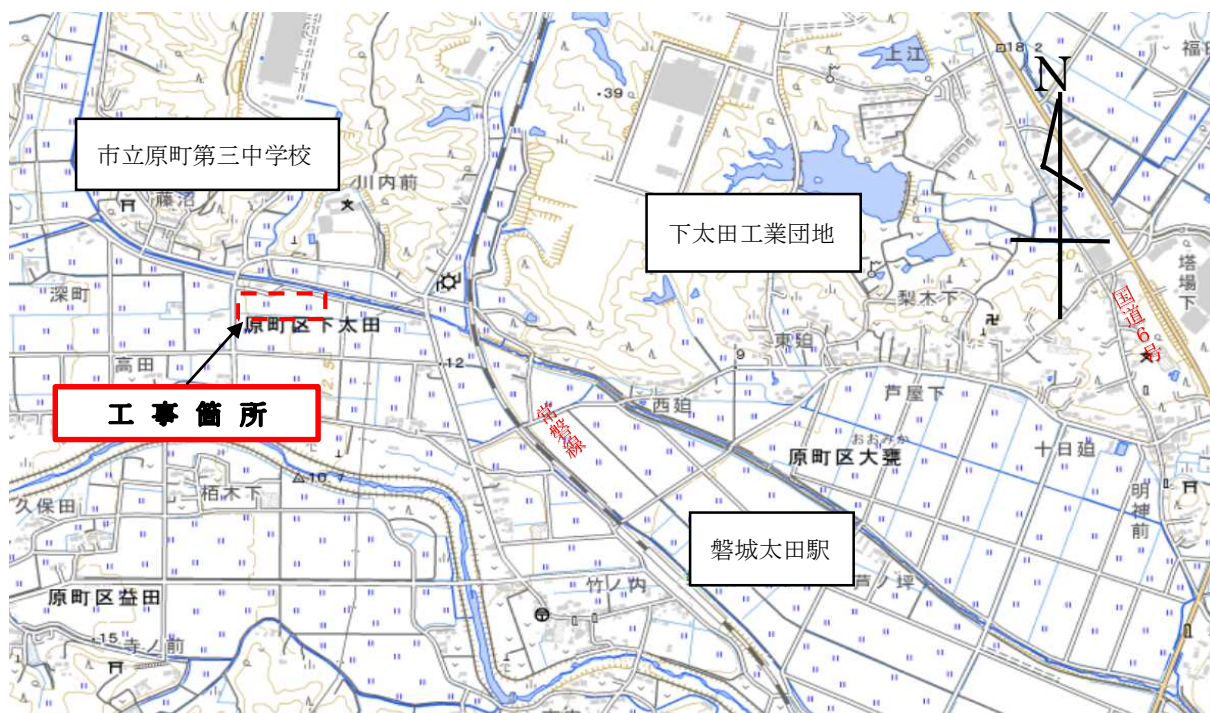
消費税抜き（消費税を含む）

入 札 者	第 1 回入札額	備 考
株式会社南東北クボタ 福島支店	347,100,000 円 (381,810,000 円)	落札

【工事概要】

園芸ハウス施設 合計約 7,900 m² 鋼管造 25 棟
環境制御システム一式

【施工場所位置図】 国土地理院地図参照



議案第 112 号 工事請負契約の締結について（財政課）

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契 約 の 目 的	排水路改修（村上福岡地区）工事
施 工 場 所	南相馬市小高区福岡字大柳地内外
契 約 の 金 額	332,200,000 円（消費税を含む。）
工 期	本契約日から起算して 3 日を経過した日（土日祝日を除く） から令和 8 年 3 月 13 日まで
契 約 の 方 法	制限付き一般競争入札
契 約 の 相 手 方	南相馬市小高区大井字深町 48 番地 株式会社中里工務店

【予定価格】

予 定 価 格	333,007,400 円（消費税を含む。）
落 札 率	99.76%

【入札結果】

消費税抜き（消費税を含む）

入 札 者	第 1 回入札額	見積合わせ	備 考
株式会社中里工務店	307,000,000 円 (337,700,000 円)	302,000,000 円 (332,200,000 円)	落札

【工事概要】

排水路 1 号

1-1 号ブロックマット面積 2,086 m² 1-2 号ブロックマット面積 2,277 m²

1-3 号ブロックマット面積 870 m²

排水路 3 号

3-1 号排水リユーム（幅 1.20×高さ 1.00）延長 331.7m

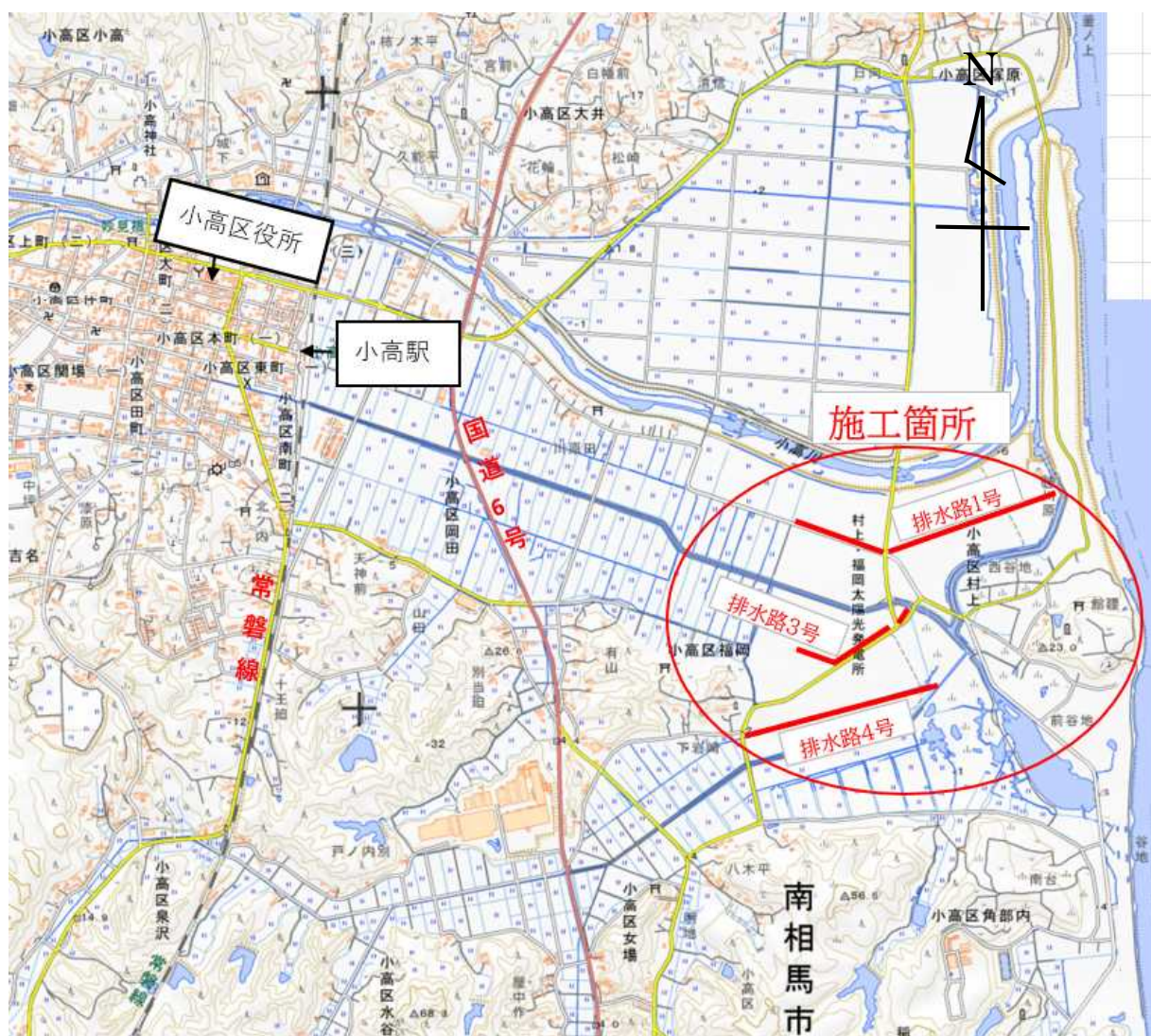
3-2 号排水リユーム（幅 1.40×高さ 1.00）延長 178.0m

3-3 号排水リユーム（幅 1.50×高さ 1.20）延長 51.8m

排水路 4 号

排水リユーム（幅 1.30×高さ 1.00）延長 642.1m

【施工場所位置図】 国土地理院地図参照



議案第 113 号 工事請負契約の締結について（財政課）

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契 約 の 目 的	南相馬復興工業団地（第 3 期）造成工事
施 工 場 所	南相馬市原町区萱浜字北谷地地内外
契 約 の 金 額	2 8 6 , 0 0 0 , 0 0 0 円（消費税を含む。）
工 期	本契約日から起算して 3 日を経過した日（土日祝日を除く） から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
契 約 の 方 法	制限付き一般競争入札
契 約 の 相 手 方	南相馬市原町区青葉町一丁目 1 番地 庄司建設工業株式会社

【予定価格】

予 定 価 格	2 9 1 , 8 7 4 , 0 0 0 円（消費税を含む。）
落 札 率	9 7 . 9 9 %

【入札結果】

消費税抜き（消費税を含む）

入 札 者	第 1 回入札額	備 考
庄司建設工業株式会社	260, 000, 000 円 (286, 000, 000 円)	落札

【工事概要】

造成工事 一式

土工(切土 2, 414. 7 m³ 盛土 29, 019. 3 m³)

排水構造物(U 型側溝Ⅲ-A-h-400A 101. 4m、U600+U700 180. 7m)

舗装工(車道舗装 1, 703. 1 m² 歩道舗装 700. 5 m²)

仮設工（仮囲い 1. 0 式）

【施工場所位置図】 国土地理院地図参照



議案第 114 号 工事請負契約の締結について（財政課）

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契 約 の 目 的	南相馬市地域子育て支援拠点施設建築主体工事
施 工 場 所	南相馬市原町区高見町二丁目地内
契 約 の 金 額	5 1 1, 5 0 0, 0 0 0 円（消費税を含む。）
工 期	本契約日から起算して 3 日を経過した日（土日祝日を除く） から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
契 約 の 方 法	制限付き一般競争入札
契 約 の 相 手 方	南相馬市原町区大町三丁目 3 0 番地 石川建設工業株式会社

【予定価格】

予 定 価 格	5 1 2, 8 2 0, 0 0 0 円（消費税を含む。）
落 札 率	9 9. 7 4 %

【入札結果】

消費税抜き（消費税を含む）

入 札 者	第 1 回入札額	備 考
石川建設工業株式会社	465, 000, 000 円 (511, 500, 000 円)	落札

【工事概要】

建築工事

南相馬市地域子育て支援拠点施設

- ・ 構造：木造 平屋建て
 - ・ 延床面積：991. 89 m²
 - ・ 主要用途：児童福祉施設
- 建築主体工事 一式
外構工事 一式

【施工場所位置図】 国土地理院地図参照



議案第 115 号 財産の取得について（農政課）

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取 得 の 目 的	令和 7 年度被災地域農業復興総合支援事業農業用育苗ハウス購入その 1
取得する動産及び数量	育苗ハウス 8 棟
取 得 金 額	3 4, 2 3 2, 0 0 0 円
取 得 の 方 法	指名競争入札による買入れ
納 期	契約締結日から令和 8 年 2 月 1 3 日まで
取 得 の 相 手 方	南相馬市原町区信田沢字馬場田 2 1 番地 大内わら工品株式会社 浜通り営業所

【予定価格】

予 定 価 格	3 7, 7 5 2, 0 0 0 円（消費税を含む。）
落 札 率	9 0. 6 8 %

【入札結果】

消費税抜き（消費税を含む）

入 札 者	第 1 回入札額	備 考
大内わら工品株式会社 浜通り営業所	31, 120, 000 円 (34, 232, 000 円)	落札
株式会社スズトヨ	38, 500, 000 円 (42, 350, 000 円)	
株式会社南東北クボタ 原町営業所	31, 584, 000 円 (34, 742, 400 円)	

【設置箇所、動産内容及び貸与予定組織】

設置箇所	動産内容	貸与予定組織
小高区飯崎字南原地内	育苗ハウス 8 棟 (6. 0m×50. 4m)	I Love ファームおだか (小高区)

【位置図】 国土地理院地図参照



議案第 116 号 財産の取得について（農政課）

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取 得 の 目 的	令和 7 年度被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入 その 2
取得する動産及び 数量	普通型コンバイン など 1 8 台
取 得 金 額	9 7, 8 7 8, 0 0 0 円
取 得 の 方 法	指名競争入札による買入れ
納 期	契約締結日から令和 8 年 2 月 1 3 日まで
取 得 の 相 手 方	南相馬市原町区高見町一丁目 1 6 3 番地 株式会社南東北クボタ 原町営業所

【予定価格】

予 定 価 格	1 0 9, 2 4 4, 3 0 0 円（消費税を含む。）
落 札 率	8 9. 6 0 %

【入札結果】

消費税抜き（消費税を含む）

入 札 者	第 1 回入札額	備 考
株式会社 J A ふくしま未来サービス 原町農機センター	91, 200, 000 円 (100, 320, 000 円)	
株式会社南東北クボタ 原町営業所	88, 980, 000 円 (97, 878, 000 円)	落札

【購入明細】

明細書のとおり

令和7年度被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入その2 購入明細書

No	機種名	参考型式	数量	単位	貸与予定組織
1	普通型コンバイン	ヤンマー(株) YH1170QWSMJG	1	台	うらざとファーム (小高区)
2	トラクター	(株)クボタ MR900HQMAVUR1	1	台	I Loveファームおだか (小高区)
3	ハイクリブーム	(株)丸山 BSA-1062CA-1	2	台	
4	移植機	(株)クボタ SKP-200H	2	台	
5	播種機	(株)スズテック STH4009	1	台	
6	ロータリー (アタッチメント)	松山(株) SKL2401-4LZ	1	台	
7	カルチベーター (アタッチメント)	日農機(株) NSK-3	1	台	
8	リールマシン (アタッチメント)	緑産(株) SmartRain A3	2	台	
9	法面草刈機 (アタッチメント)	FERRI Srl ZMTE2000PH	1	台	
10	ハンマーナイフモア	(株)オーレック ZHR800	2	台	
11	溝堀機 (アタッチメント)	スガノ農機(株) D25CAG1	1	台	
12	もみ殻埋設機 (アタッチメント)	スガノ農機(株) M451ABP	1	台	
13	パワーハロー (アタッチメント)	ビコンジャパン DS2500S	1	台	
14	ドッキングローダー (アタッチメント)	三陽機器(株) RLH1000-PSL	1	台	
合計			18	台	2組織

議案第 117 号 字の区域の変更について（総務課）

【趣旨】

小高区小高東部地区における農山村地域復興基盤総合整備事業に伴い、字の区域を変更する必要があるため、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

1 字の区域の変更について

事業の実施により、道路、水路の付け替え及び新設などが行われたことに伴い、県から字の区域の変更の依頼があったもの。

当該字の区域の変更は、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を経て、地方自治法施行令第 179 条の規定に基づき、土地改良法第 54 条第 4 項の規定による換地処分公告（福島県知事）があった日の翌日から施行となる。

No	変更前	変更後	No	変更前	変更後
①	小高区福岡字大明神	小高区角部内字腰巻	⑩	小高区泉沢字小谷津	小高区泉沢字改良田
②	小高区女場字亀渕	小高区角部内字腰巻	⑪	小高区女場字沼田	小高区女場字屋中作
③	小高区角部内字雁北	小高区角部内字反田	⑫	小高区女場字屋中作	小高区女場字堤田
④	小高区角部内字女迫	小高区角部内字反田	⑬	小高区女場字山神前	小高区女場字堤田
⑤	小高区女場字明地	小高区女場字八木平	⑭	小高区女場字山神前	小高区女場字柳田
⑥	小高区女場字明地	小高区女場字山田	⑮	小高区女場字猿田	小高区女場字柳田
⑦	小高区女場字明地	小高区女場字沼田			
⑧	小高区泉沢字改良田	小高区女場字沼田			
⑨	小高区女場字沼田	小高区泉沢字改良田			
			⑯	小高区泉沢字金子坂	小高区泉沢字改良田
			⑰	小高区泉沢字沢目木	小高区水谷字天王前
			⑱	小高区泉沢字改良田	小高区水谷字天王前
			⑲	小高区水谷字宮前	小高区水谷字天王前
			⑳	小高区水谷字武州	小高区水谷字天王前
			㉑	小高区水谷字素釜	小高区水谷字天王前
			㉒	小高区水谷字割田	小高区水谷字天王前
			㉓	小高区水谷字安田	小高区水谷字天王前
			㉔	小高区水谷字天王前	小高区水谷字安田
			㉕	小高区水谷字天王前	小高区水谷字明婦迫
			㉖	小高区水谷字堂平	小高区水谷字天王前
			㉗	小高区水谷字堂平	小高区水谷字安田
			㉘	小高区泉沢字金谷迫	小高区泉沢字沢目木
			㉙	小高区泉沢字一里壇	小高区泉沢字大久

※変更前の字の一部を変更後の字に編入するもの

2 今後の事務手続

令和 7 年 9 月 議決後に変更処分の告示、県知事・関係機関へ通知（市）

令和 8 年 2 月 換地処分の公告（県）、換地処分登記申請（県）

3 農山村地域復興基盤総合整備事業について

この事業は、ほ場整備事業の実施を契機として担い手への農地の集積を促進する

とともに、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当分を担う農業構造の確立を図ることを目指すもの。

農山村地域復興基盤総合整備事業（小高区小高東部地区）の概要

受益面積	83.7ha
総事業費	2,403,000千円
負担割合	国75.0%、県13.75%、市11.25%、地元0%
工事内容	区画整理工 整地工 83.7 ha 道路工 17.440 km 用水路工 15.801 km 排水路工 20.732 km
事業年度	平成28年度～令和7年度

議案第 118 号 字の区域の変更について（総務課）

【趣旨】

小高区岡田地区における農山村地域復興基盤総合整備事業に伴い、字の区域を変更する必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主要内容】

1 字の区域の変更について

事業の実施により、道路、水路の付け替え及び新設などが行われたことに伴い、県から字の区域の変更の依頼があったもの。

当該字の区域の変更は、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を経て、地方自治法施行令第179条の規定に基づき、土地改良法第54条第4項の規定による換地処分公告（福島県知事）があった日の翌日から施行となる。

No	変更前	変更後
①	小高区南小高字手綱落	小高区岡田字西仲田
②	小高区岡田字西仲田	小高区岡田字反町
③	小高区岡田字塩行	小高区岡田字反町

※変更前の字の一部を変更後の字に編入するもの

2 今後の事務手続

令和7年 9月 議決後に変更処分の告示、県知事・関係機関へ通知（市）
令和8年 2月 換地処分公告（県）、換地処分登記申請（県）

3 農山村地域復興基盤総合整備事業について

この事業は、ほ場整備事業の実施を契機として担い手への農地の集積を促進するとともに、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当分を担う農業構造の確立を図ることを目指すもの。

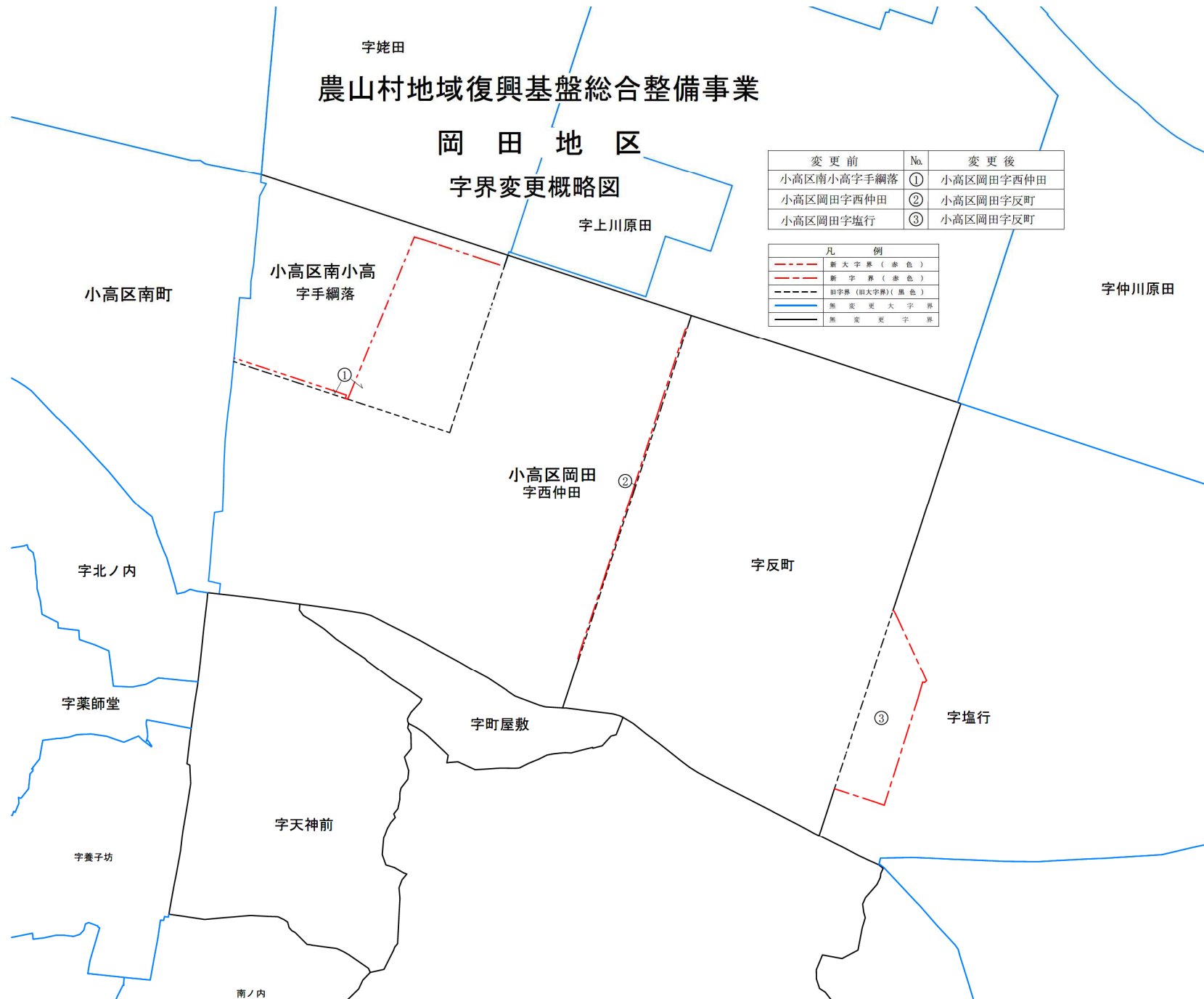
農山村地域復興基盤総合整備事業（小高区岡田地区）の概要

受益面積	32.2ha
総事業費	1,132,600千円
負担割合	国75.0%、県13.75%、市11.25%、地元0%
工事内容	区画整理工 整地工 32.2ha 道路工 5.100km 用水路工 5.915km 排水路工 5.524km
事業年度	平成30年度～令和7年度

農山村地域復興基盤総合整備事業

岡 田 地 区

字界変更概略図



議案第 119 号 字の区域の変更について（総務課）

【趣旨】

鹿島区栃窪地区における農山村地域復興基盤総合整備事業に伴い、字の区域を変更する必要が生じたため、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主要内容】

1 字の区域の変更について

事業の実施により、道路、水路の付け替え及び新設などが行われたことに伴い、県から字の区域の変更の依頼があったもの。

当該字の区域の変更は、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により議会の議決を経て、地方自治法施行令第 1 7 9 条の規定に基づき、土地改良法第 5 4 条第 4 項の規定による換地処分公告（福島県知事）があった日の翌日から施行となる。

No	変更前	変更後
①	鹿島区栃窪字御山下	鹿島区栃窪字東田
②	鹿島区栃窪字窪内	鹿島区栃窪字東田
③	鹿島区栃窪字南畑	鹿島区栃窪字原東
④	鹿島区栃窪字皆原	鹿島区栃窪字南田
⑤	鹿島区栃窪字原東	鹿島区栃窪字赤柴
⑥	鹿島区栃窪字中田	鹿島区栃窪字赤柴
⑦	鹿島区栃窪字古河	鹿島区栃窪字中田
⑧	鹿島区栃窪字熊林	鹿島区栃窪字中田

※変更前の字の一部を変更後の字に編入するもの

2 今後の事務手続

令和 7 年 9 月 議決後に変更処分の告示、県知事・関係機関へ通知（市）

令和 8 年 3 月 換地処分公告（県）、換地処分登記申請（県）

3 農山村地域復興基盤総合整備事業について

この事業は、ほ場整備事業の実施を契機として担い手への農地の集積を促進するとともに、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当分を担う農業構造の確立を図ることを目指すもの。

農山村地域復興基盤総合整備事業（鹿島区栃窪地区）の概要

受益面積	4 6 . 6 h a
総事業費	1 , 4 5 1 , 0 0 0 千円
負担割合	国 7 5 . 0 %、県 1 3 . 7 5 %、市 1 1 . 2 5 %、地元 0 %

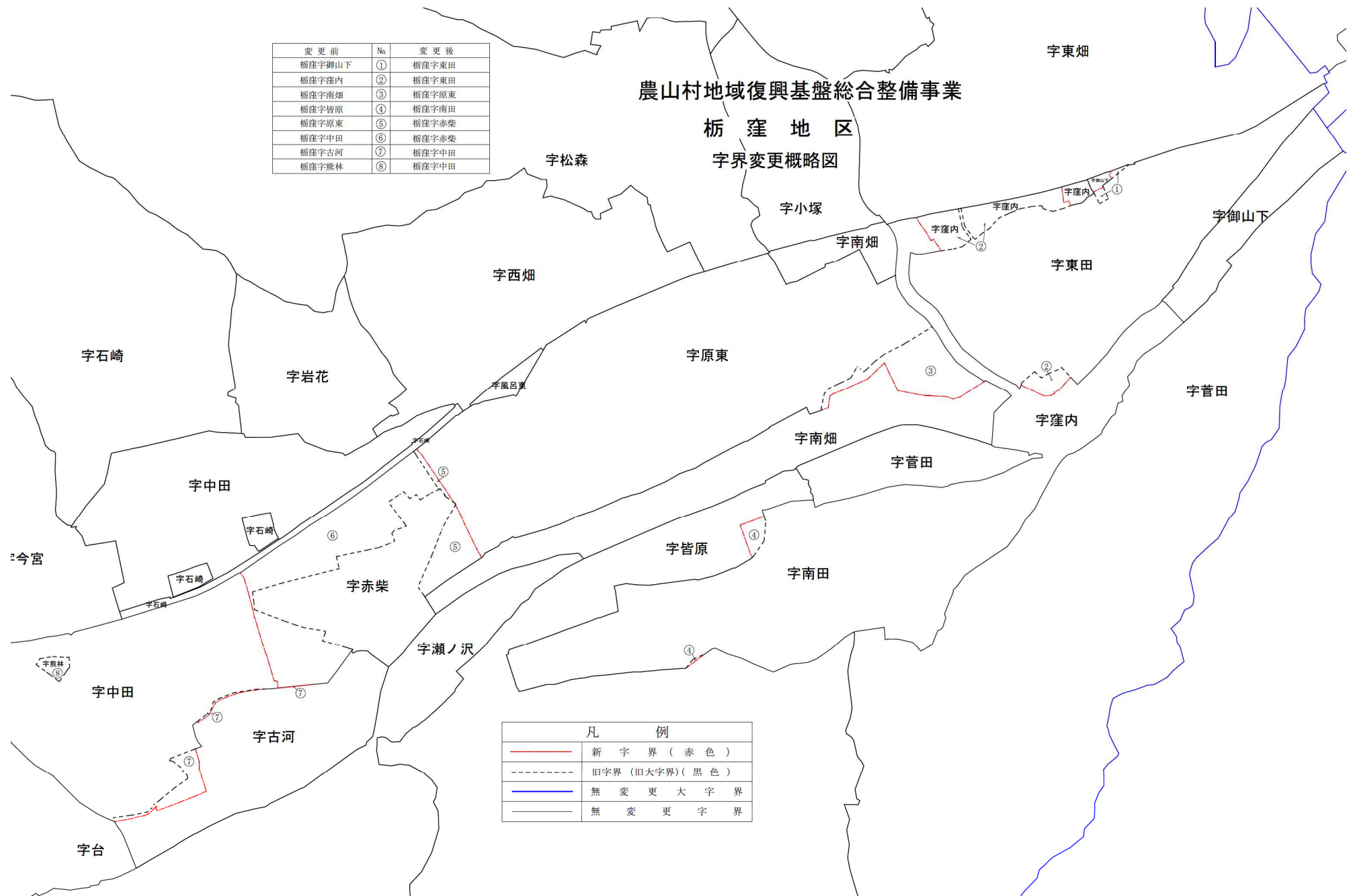
工事内容	区画整理工
	整地工 4 6 . 6 h a
	道路工 9 . 7 9 6 k m
	用水路工 8 . 7 1 5 k m
	排水路工 7 . 7 9 7 k m
事業年度	令和 2 年度～令和 7 年度

変 更 前	No.	変 更 後
榑窪字御山下	①	榑窪字東田
榑窪字窪内	②	榑窪字東田
榑窪字南畑	③	榑窪字原東
榑窪字皆原	④	榑窪字南田
榑窪字原東	⑤	榑窪字赤柴
榑窪字中田	⑥	榑窪字赤柴
榑窪字古河	⑦	榑窪字中田
榑窪字熊林	⑧	榑窪字中田

農山村地域復興基盤総合整備事業

榑 窪 地 区

字界変更概略図



凡 例	
——	新 字 界 (赤 色)
----	旧字界 (旧大字界) (黒 色)
——	無 変 更 大 字 界
——	無 変 更 字 界

<< 報告 >>

報告第 1 3 号 令和 6 年度南相馬市一般会計継続費精算の報告について（財政課）

【趣旨】

令和 6 年度において継続年度が終了した継続費について精算したので、地方自治法施行令第 1 4 5 条第 2 項の規定により報告するもの。

【主な内容】

継続費の概要

（単位：円）

事業名	事業年度	年割額 (合計)	支出済額 (合計)	年割額（合計）と 支出済額（合計） の差
農業水利施設等 保全再生事業 (対策工)	H28~R6	14,511,726,000	13,690,144,945	821,581,055
農山村地域復興 基盤総合整備事業 (西殿堰)	R 元~R6	578,751,000	469,021,300	109,729,700
農業水利施設等 保全再生事業 (再対策工)	R3~R6	1,098,037,000	1,090,452,929	7,584,071
小高川ポンプ場 営繕事業	R4~R6	545,160,000	545,160,000	0

報告第 1 4 号	令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告 について（財政課）
-----------	--

【趣旨】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付し、報告するもの。

【主な内容】

1 健全化判断比率

（単位：％）

区 分	令和 6 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	1 2 . 5 5	2 0 . 0 0
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	1 7 . 5 5	3 0 . 0 0
実 質 公 債 費 比 率	8 . 4	2 5 . 0	3 5 . 0
将 来 負 担 比 率	—	3 5 0 . 0	

※実質赤字額及び連結実質赤字額は生じておらず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率を「—」と表記

※一般会計等が負担する将来の負担額よりも、将来負担額に充当可能な財源が上回っており、将来負担比率を「—」と表記

2 資金不足比率

（単位：％）

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準	備 考
南相馬市水道事業会計	—	2 0 . 0 0	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（以下「令」という。）第 1 7 条第 1 号の規定により事業の規模を算定
南相馬市病院事業会計	—	2 0 . 0 0	〃
南相馬市工業用水道事業会計	—	2 0 . 0 0	〃
南相馬市下水道事業会計	—	2 0 . 0 0	〃
南相馬市工場用地等整備事業特別会計	—	2 0 . 0 0	令第 1 7 条第 3 号の規定により事業の規模を算定

※いずれの会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率を「—」と表記

報告第 15 号 専決処分の報告について

【趣旨】

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するもの。

【専決第 7 号 損害賠償の額の決定及び和解について 令和 7 年 7 月 7 日専決】 (土木課)

1 損害を賠償し和解する相手方

南相馬市在住個人

2 損害賠償の額

80,000 円

うち保険等により補填される額	80,000 円
市が自ら負担する額	0 円

3 損害賠償の理由及び和解の内容

令和 7 年 3 月 14 日（金）午後 5 時頃、相手方の車両が南相馬市鹿島区小山田地内の市道中 153 号線を東から西へ走行中、市道上のグレーチング蓋が跳ね上がり、相手方の車両下部のオイルタンクを損傷させたもの。

各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解した。

4 事故の種類

物損事故